

議案第 12 号

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例(平成18年橋本市条例第15号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市が備える住民基本台帳に登録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(登録印鑑の不受理)</p> <p>第5条 市長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録申請を受理できない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に登録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。))第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、第4条の規定による確認を終わつたときは、直ちに印鑑登録原票に、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあっては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(登録印鑑の不受理)</p> <p>第5条 市長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録申請を受理できない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に登録され、又は登録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、第4条の規定による確認を終わつたときは、直ちに印鑑登録原票に、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)</p> <p>(4)～(6) 略</p>

<p>2 略 (印鑑登録の抹消) 第13条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するとき は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 氏名、氏(氏に変更があった者)については、住民票に記録がされ ている旧氏を含む。)若しくは名(外国人住民にあっては、通称又は 氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したとき(登録されている印影 を変更する必要のない場合を除く。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>2 略 (印鑑登録の抹消) 第13条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するとき は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 氏名、氏若しくは名(外国人住民にあっては、通称又は氏名のカ タカナ表記を含む。)を変更したとき(登録されている印影を 変更する必要のない場合を除く。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。